本号で公布された法令のあらまし

◇予防接種法施行令の一部を改正する政令（政令第二四一号）（厚生労働省）

1　定期の予防接種を行うA類疾病としてB型肝炎を定めるとともに、その対象者を一歳に至るまでの間にある者とすることとした。（本則関係）

2　B型肝炎の定期の予防接種の対象者は、平成二八年四月一日以後に生まれた者とすることとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、平成二八年一〇月一日から施行することとした。

詔書

日本国憲法第七条及び第四十六条並びに公職選挙法第三十二条によって、平成二十八年七月十日に、参議院議員の通常選挙を施行することを公示する。

御名御璽

平成二十八年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百四十一号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条第二項第十二号及び第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

三　B型肝炎

第一条の三第一項の表結核の項中「生後」を削り、同条第一項の表水痘の項の次に次のように加える。

B型肝炎	一歳に至るまでの間にある者

附則第二項の前の見出し並びに同項及び附則第三項を削る。

附則第四項中「第一条の二第一項」を「第一条の三第一項」に改め、「日本脳炎の項の」の下に「規定の」を加え、同項を附則第二項とし、同項に見出しとして「（市町村長が行う予防接種の対象者の特例）」を付する。

附則第五項を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第一条の三第一項の規定（同項の表B型肝炎の項に係る部分に限る。）は、平成二十八年四月一日以後に生まれた者について適用する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久

内閣総理大臣　安倍　晋三

府令・省令

○内閣府・財務省令第二号

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）第二十条第一項の規定に基づき、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合及び支出について定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

財務大臣　麻生　太郎

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合及び支出について定める命令の一部を改正する命令

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合及び支出について定める命令（平成二十年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「無利息で行う」を削り、「貸付け」を「給付」に改め、「当該助成のみを行う場合にあっては、第一号から第四号までに掲げる要件を備える者。」を削り、第五号を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令の施行前にこの命令による改正前の犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合及び支出について定める命令第二条の規定に基づき支出された犯罪被害者等の子どもに対する無利息で行う学資としての資金の貸付けに係る債権の回収が終了するまでの間、この命令による改正後の犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合及び支出について定める命令第二条に規定する支援支出金管理団体は、当該債権の管理及び回収を行うものとする。

省令

○総務省令第六十八号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の規定に基づき、放送法施行規則及び基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月二十二日

総務大臣　山本　早苗

放送法施行規則及び基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令

（放送法施行規則の一部改正）

第一条　放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第六の二号注5⑷中「オ並びに」を「カ並びに」に改め、オをカとし、アからエまでをイからオまでとし、同⑷にアとして次のように加える。

ア　超高精細度テレビジョン放送を行う場合であって、一部の時間帯に複数の超高精細度テレビジョン放送を行うときは、一週間当たりの放送時間全体（複数の超高精細度テレビジョン放送を行う場合における当該超高精細度テレビジョン放送のうち一週間当たりの放送時間が最も長いものの放送時間及び複数の超高精細度テレビジョン放送を行